

形質変更時要届出区域台帳

長崎市

整理番号	整-2014-4	指定年月日・指定番号	平成26年12月18日 形-12号	所在地	地番：長崎市尾上町1番1の一部、1番57の一部	
調製・訂正年月日	平成26年12月18日調製、平成28年12月12日訂正、平成29年8月9日訂正、平成30年6月12日訂正					
形質変更時要届出区域の概況	鉄道による運送の用に供する土地				面積	523.1㎡
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨	調査命令の対象とされていなかった鉛及びその化合物について、自主的に土壤汚染状況調査を実施したところ、6単位区画において鉛及びその化合物が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準を超過したものを。					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	/					
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由	鉄道による運送の用に供する土地を土壤汚染のおそれが少ない土地として30m格子5地点均等混合方式による13区画を調査し、溶出量基準を超過した30m格子1区画の単位格子6区画を調査したところ、1単位区画においてふっ素及びその化合物が土壤溶出量基準を超過したものを。					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	区域の一部において汚染土壤の掘削による除去の措置が講じられた。					
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨	区域の一部は第58条第5項第10号に該当（自然由来特例区域）					
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成26年12月10日	ふっ素及びその化合物		含有量基準・ <u>溶出量基準</u> ・第二溶出量基準		㈱トーニチコンサルタント
	平成28年12月7日	鉛及びその化合物		<u>含有量基準</u> ・ <u>溶出量基準</u> ・第二溶出量基準		㈱トーニチコンサルタント
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	平成29年1月9日	平成29年1月17日	掘削除去	長崎県長崎振興局長	<u>有</u> ・無	分別処理
	平成29年2月13日	平成30年3月31日	地下構造物構築作業	長崎県長崎振興局長	<u>有</u> ・無	セメント製造
	平成29年8月24日	平成30年2月19日	高架橋工事	長崎県長崎振興局長	<u>有</u> ・無	セメント製造
	平成30年6月27日	平成31年3月31日	高架橋工事	長崎県長崎振興局長	<u>有</u> ・無	セメント製造

